群馬県園芸協会果樹経営支援対策事業等に係る業務方法書

第１章　総則

（目的）
第１条　この業務方法書は、群馬県園芸協会（以下「本会」という。）が行う業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）
第２条　本会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁、公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）、その他関係機関との緊密な連絡のもとに、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

（業務）
第３条　本会は、群馬県園芸協会規約第４条第６項に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和３６年法律第１５号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産生産第３１７５号・３畜産第１９９３号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知）別紙３果樹農業生産力増強総合対策（以下「持続的生産要領」という。）産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年１２月１２日付け４農産第３５０６号農林水産事務次官依命通知）別記１別紙２Ｉ（以下、「先導支援要綱」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
(1) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、並びに果樹先導的取組支援事業（先導支援要綱に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）の実施並びにこれらの事業に対する補助
(2) 本条に定める業務に付帯する業務
２　前項の業務の対象は、りんご、ぶどう、日本なし、もも、かき、くり、キウイフルーツ、おうとう、うめ、すもも、ブルーベリー及びいちじく（以下「果実」という。）とする。

第２章　事業の実施に対する補助

第１節　総則

（事業の実施に対する補助）
第４条　本会は、第３条第１項第２号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、並びに果樹先導的取組支援事業を実施する者に対して補助する。

（事業実施計画の承認）
第５条　前条の事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、事業ごとに定められた様式を準用して、事業実施計画を作成し、本会に提出する。
２　本会は、事業実施者から提出される事業実施計画を審査し、適当と認める場合には、知事と調整し、中央果実協会と協議の上、承認する。
３　本会は、前条の事業を実施しようとする場合には、事業実施計画を作成し、中央果実協会の承認を受ける。
４　事業実施計画を変更する場合は、第１項及び第３項に準じて行う。

（実績の報告）

第６条　本会は、事業終了後、定められた様式を準用して事業実施者から提出される事業の実績の報告について取りまとめ、自ら実施した事業の実績の報告と合わせて、中央果実協会に報告する。

（補助金の申請及び交付）
第７条　本会は、定められた様式を準用して事業実施者からの補助金の申請及び自らの事業に係る補助金の申請を取りまとめ、中央果実協会に補助金を申請する。
２　本会は、中央果実協会から補助金が交付された後、すみやかに事業実施者に係る補助金を当該事業実施者に交付する。

（補助金交付の際に附する条件）
第８条　本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。
(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年４月３０日農林省令第１８号)、持続的生産要領、先導支援要綱、中央果実協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
(2) 前号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認める条件

（補助金の返還）
第９条　本会は、事業実施者が、交付された補助金の扱いに関し前条第１号の規定に違反し、又は補助金の管理に関し重大な過失を犯したときは、事業実施者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（加算金）
第１０条　本会は、前条に基づき事業実施者に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を納付させる。

（補助対象となる経費及び補助率）
第１１条　各事業の補助対象となる経費及び補助率は、別表１から５に定めるところによる。

第２節　果樹経営支援対策事業

（事業の内容等）
第１２条　果樹経営支援対策事業(以下本節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画（持続的生産要領第２の５の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。）に基づき、支援対象者（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のイの支援対象者をいう。以下同じ。）が行う支援の対象となる取組（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。）に要する経費を補助する事業とする。
２　前項の事業の実施者は、本会とする。
３　第１項の支援の対象となる取組には、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第６３号）第７条第１項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けて行う大規模な取組（以下「大規模効率生産」という。）を含む。
４　前項の大規模効率生産については実施面積が５ヘクタール以上であることを目安とし、本会が設立する評価委員会により支援対象者の取組について評価を受けることとし、本会は中央果実協会に報告するものとする。

（支援対象となる担い手）

第１３条　持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のイの（ア）の①の「産地計画において担い手と定められた者（苗木生産者を含む。)」は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１２条第１項に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果振法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

（中央果実協会が特認する支援対象者）

第１４条　持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のイの（ア）の⑦の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、２年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して８年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な農地に係る取組を行うと中央果実協会が認める者をいうものとする。

２　持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のイの（イ）の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。

（整備事業）

第１５条　整備事業（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の１の取組をいう。以下同じ。）の補助対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換等（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の１の(1)の優良品目・品種への転換等をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア　改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。）し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種(持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアに示される品目・品種又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目・品種をいう。以下同じ。）の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合（以下「移動改植」という。)、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実に行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合（以下「補植改植」という。）及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植とみなす。

イ　新植とは、アの改植に相当する、優良な品目又は品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で植栽することをいう。

ウ　省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき技術として定められているか、定められることが確実と見込まれるとともに、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(ｱ)又は(ｲ)の要件を満たすものであること。

(ｱ) １０アール当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して１０％以上縮減できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

(ｲ) １０アール当たり収量について、慣行栽培と比較して１０％以上増加できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

エ　省力的な植栽方法とは、整列的な配置等により効果を発揮する植栽等であって、持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の１の(1)のイの(ア)～(キ)に該当しない以下の要件を全て満たすものをいう。

(ｱ) 産地計画に今後導入すべき技術として定められているか、定められることが確実と見込まれること。

(ｲ) 以下のいずれかを満たすものであること。

ａ 未収益となる期間の短縮が期待できること

ｂ １０アール当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して１０％以上縮減できる

ことが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

c　１０アール当たり収量について、慣行栽培と比較して１０％以上増加できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

オ　優良品目・品種への転換の高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいうものとする。

カ　転換元と同じ品種への転換は対象としない。ただし、省力樹形その他の生産性向上が期待される技術を導入する場合など中央果実協会が実施細則に定める場合にあってはこの限りではない。

キ　転換後の果樹園は、当該地域における栽培として通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度で植栽するものとする。

ク　補植改植を行う場合にあっては、既存樹の伐採までの間、既存樹の整枝等を適切に行うものとするとともに、植栽の翌々年度までに既存樹を伐採するものとする。

(2) 小規模園地整備（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の１の(2)の取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア　小規模園地整備の園内道の整備は、園内作業道であって、舗装等を施し、スピードスプレイヤー、軽トラック、多目的作業車、小型運搬車等の省力化機械の導入が可能な道路を整備するものとする。

イ　園内道の整備については、かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について(平成元年７月７日付け元農蚕第４３９２号農蚕園芸局長通知)に準じて行うものとする。

この場合、農作業上の安全性の確保に留意しつつ、費用対効果にも配慮して計画及び設計するものとする。

ウ　小規模園地整備を行う場合は、事業実施地区全体の土地基盤整備の計画等他の計画に留意しつつ、事前に市町村の関係部署及び関係機関と十分な調整を行うものとする。

(3) 放任園地発生防止対策（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の１の(3)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア　放任園地発生防止対策は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。跡地については、果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等に努めるものとし、果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としないこと。

イ　間伐を目的とした伐採は対象としないものとする。

(4) 用水・かん水設備の整備（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の１の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水設備を整備するものとする。

(5) 高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の１の(5)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア　細霧冷房、遮光資材、土壌被覆資材等の高温対策資機材の導入

イ　マメコバチ増殖のための巣箱設置や繭洗浄等

(6) 中央果実協会特認事業（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の１の(5)の規定により中央果実協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア　園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備

イ　被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備（中央果実協会が実施細則で定める多目的防災網を含む、以下同じ。）の整備

（推進事業）

第１６条　推進事業（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の

２の取組をいう。以下同じ。）の補助対象となる取組は、次のとおりとする。
(1) 大苗育苗ほの設置（持続的生産要領Ⅰの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の２の(1)の取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。
ア　改植等による果樹未収益期間を慣行の方法より短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的として、購入した苗等を一定期間育苗するための育苗ほを設置するものとする。なお、育成する苗等は、優良品目・品種の果樹の苗等とし、今後の改植の計画等を勘案し適切な規模のものとする。
イ　新品種の普及を早急に図るため、苗木が不足して入手しにくい苗木生産に必要な穂木の母樹を育成・維持する体制を整備するものとする。
ウ　自然災害等により苗木の確保が緊急的に生じた場合であって、産地計画を達成するために必要な場合に苗木生産を行うものとする。
(2) 省力技術サポート支援（持続的生産要領Ⅰの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の２の(2)の取組をいう。以下同じ。）は、先進地や研究機関からの指導者派遣による技術指導及び産地内での省力樹形等の導入に係る研修会の開催等の取組を支援するものとする。
(3) まとまった面積での省力樹形等への改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組支援（持続的生産要領Ⅰの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の２の(3)の取組（以下「一斉改植支援」という。）をいう。）は、省力樹園地への転換を短期間で実施するため、自園地を省力樹形等に一斉改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援するものとする。

（関係機関等との調整）
第１７条　推進事業（一斉改植支援を除く。）を行う場合は、事業実施地区における他の類似の事業の計画に留意しつつ、事前に関係部署及び関係機関等と十分な調整を行うものとする。

（推進指導体制等）
第１８条　本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。
(1) 持続的生産要領Ⅰの第１の１の(5)のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、本会は県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
(2) 持続的生産要領Ⅰの第１の１の(5)のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
(3) 特に、定額の事業にあっては、正確な面積の把握に、定率事業にあっては、当該地域の実情に即した適正な事業内容、事業費となるよう関係者は配慮するものとする。

（整備事業の対象果樹園の要件）
第１９条　整備事業は、以下に掲げるすべての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。
(1) 原則として、農業振興地域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第２項第１号の農用地区域をいう。）及び生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園、放任園地発生防止対策を行う果樹園、自然災害等により被害を受けた果樹園については、この限りではない。
(2) 整備事業の実施年度まで過去５年間以上、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度を有し、事業実施地域の生産出荷団体、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあっては収穫の作業が行われている果樹園であること。ただし、農地中間管理機構が整備事業を実施する果樹園、産地協議会が必要と認め

る果樹園、新植を行う土地又は移動改植先の土地にあってはこの限りではない。
(3) 原則として、当該果樹園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が、当該果樹園に係る生産者と第三者（地方公共団体を含む。）との間において整った果樹園でないこと。

（整備事業実施の要件）
第２０条　整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
(1) 事業を実施する地域において産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であって、改植・新植又は高接を実施する園地は、地域計画の区域内であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。
(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（放任園地発生防止対策の取組を除く。）。
ア　担い手が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（新植の場合に限る。）であること。
イ　農地中間管理機構が保全管理している土地であること。
ウ　整備事業の実施後１年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のイの（ア）の⑦の中央果実協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあっては実施後２年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。
(3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策及び土壌土層改良を実施する場合にあっては実施面積が１ヶ所当たり地続きでおおむね２アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば１カ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常の管理では防ぐことができない病害虫・生理障害による被害が発生したによる被害を受けた場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積で判断できることとし、その面積がおおむね２アール以上（通常の管理では防ぐことができない病害虫による被害が発生した場合の改植にあっては、この限りではない。）であること。
(4) 改植のうち補植改植を実施する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。
ア　群馬県果樹栽培指針等により、対象としようとする品種又は当該品種が属する品目について、補植改植の方法や通常の収穫をあげうるものであることが示されていること。
イ　産地計画において補植改植の対象とする品種として記載されていること。
(5) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、及び、特認事業のうち園地管理軌道施設の整備、防霜設備・防風設備の整備を実施する場合にあっては、受益面積が１ヶ所当たり地続きでおおむね１０アール以上であること。
(6) 放任園地発生防止対策を実施する場合にあっては、産地計画において対策の対象とする果樹園の考え方を定め、その考え方に該当する果樹園について対策を実施すること。
(7) 土壌土層改良、傾斜の緩和を実施する場合には、それぞれ土壌土層の物理的な改良、面的な傾斜の緩和を主たる目的とし、原則として建設用重機を用いた土木工事であること。
(8) 用水・かん水設備の整備として水源確保のための簡易なボーリングを実施する場合にあっては、他の水源措置の検討を十分行った上でやむを得ずボーリングに水源を求めることが妥当であること、ボーリング予定地の近傍に井戸等の水源措置が行われており、水量・水質が確保されることが確実に認められること、受益者が原則として５戸以上でありかつ受益面積が原則として５０アール以上あることを満たした上で、本会が認めた場合であること。
なお、試掘及び最終的に水源とならなかった場合は、要件を満たさないものとする。
(9) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。また、園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備及び園地管理軌道施設の整備並びに自然災害が発生した場合の改植を実施する場合にあっては、イの要件を満たしていること。
ア　本業務方法書により規定していない国の他の補助事業による整備が困難であること。
イ　原則として支援対象者が果樹共済又は収入保険に加入していること。
ウ　試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条

件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

（推進事業実施の要件）
第２１条　推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
(1) 事業を実施する地域において産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であり、一斉改植支援を実施する場合は、一斉改植を行う園地及び代替園地が地域計画の区域内であり、目標地図に位置付けられている者又は位置づけられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。
(2) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。
(3) 大苗育苗ほの設置又は省力技術サポート支援を実施する場合にあっては、当該取組の支援対象者である市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央果実協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。
(4) 一斉改植支援を実施する場合にあっては、一斉改植を行う園地は、当該産地における対象品目のおおむね１経営体当たりの平均栽培面積以上の面積とし、代替園地は、初年度から収入を得られる園地であるとともに、当該支援対象者が一斉改植を行う面積以下であること。また、支援対象者は事業実施から５年間は 当該代替園地において営農を継続するとともに、一斉改植を行った園地が成園化した後も、支援対象者又は事業実施者は当該代替園地を適切に管理する体制を整えること。

（整備事業の実施計画の手続き）
第２２条　整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。
(1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、持続的生産要領Ｉの第１の１の(6)により整備事業に係る果樹経営支援対策事業整備実施計画（以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、参考様式１号により生産出荷団体に提出するものとする。
(2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業実施計画が適切であると認められるときは、これをもとに参考様式３号により産地総括表を作成し、整備事業実施計画と併せて産地協議会に提出する。
(3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から整備事業実施計画が提出されたときは、当該整備事業計画について、第３１条により、参考様式７号により事前確認を行うものとする。
(4) 産地協議会は、事前確認後、整備事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、第２号により提出された産地総括表を添付して、参考様式５号により整備事業実施計画を本会に提出する。
(5) 本会は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第２号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ群馬県知事との協議を了した上で、中央果実協会と協議するものとする。また、この場合において、中央果実協会特認事業、中央果実協会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。なお、特に事業実施主体が認める場合は、第２６条の(3)の交付申請と併せて本会に事業実施計画の協議が実施できるものとし、この場合、提出された事業実施計画は、第２６条(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。
(6) 本会は、中央果実協会から承認の通知があったときは、整備事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して第２号の生産出荷団体に通知するものとする。なお、前号なお書きによる協議が実施された場合は、第２６条の(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。
(7) 生産出荷団体は、前号の通知があったときは、速やかに第１号の整備事業支援対象者に通知するものとする。
(8) 第１号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合（農地中間管理機構を含む。）は、産地協議会に整備事業実施計画を提出するものとし、第３号から前号

に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第２号の産地総括表を作成するものとする。

(9) 第５号の知事との協議は、知事への整備事業実施計画の審査事務の依頼をもって代えることができるものとする。

(10) 整備事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第１号から前号に準じて参考様式５号により計画の変更を行うものとする。ただし、ウの場合には、第５号から第６号までのうち本会と中央果実協会及び知事との協議に係る手続きは必要としないものとする。

ア　都道府県総括表の事業費の総額又は補助金の総額の３０％以上の増加

イ　都道府県総括表の整備事業に掲げる事業メニューの中止

ウ　ア及びイの場合以外における、対象者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の３０％以上の増加

（推進事業の実施計画の手続き）

第２３条　推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

(1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、持続的生産要領Ｉの第１の１の(6)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出するものとする。

(2) 産地協議会は、前号により提出された推進事業実施計画が、産地計画に照らして適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3) 本会による承認等の手続きは、前条第５号、第６号及び第９号に準じて行うものとする。

(4) 本会は、前条第６号に準じて推進事業実施計画を承認した後、速やかに産地協議会を経由して第１号の推進事業支援対象者に通知するものとする。

(5) 第１号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域などの場合においては、産地協議会を経由しないで本会に提出することができるものとする。

(6) 推進事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第１号から前号に準じて計画の変更を行うものとする。

ア　事業費の総額又は補助金の総額の３０％以上の増加

イ　推進事業に掲げる事業メニューの中止

（中央果実協会特認事業及び同特認団体の精査）

第２４条　第２２条又は第２３条において、本会が、中央果実協会特認事業、中央果実協会特認団体を中央果実協会に承認申請する場合にあっては、真に産地構造改革に必要なものであるか等について精査するものとする。

（事業計画提出時の産地計画の添付）

第２５条　第２２条又は第２３条において、産地協議会が本会に整備事業実施計画又は推進事業実施計画を提出する際には、産地計画を添付するものとする。ただし、すでに産地計画を提出していて、その後改正がない場合にあっては、産地計画の作成年月日、目標年度及び産地協議会名が分かる資料を添付することをもって代えることができる。

（補助金の交付の申請）

第２６条　持続的生産要領Ｉの第１の１の(7)のアの（ア）及び（イ）の補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を参考様式１０号あるいは１１号により本会に提出するものとする。この場合、補助金の交付を受けようとする支援対象者が生産出荷団体に所属している場合は、生産出荷団体を経由して提出するものとする。

(2) 生産出荷団体は、前号により支援対象者から交付申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、これを取りまとめて、本会に提出するものとする。

(3) 本会は、前号により生産出荷団体から交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容が整備事業実施計画、推進事業実施計画等に照らして適正と認められることを確認の上、交付申請書を作成して中央果実協会に提出するものとする。
(4) 本会は、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、生産出荷団体を経由し、又は直接、補助金の交付を受けようとする支援対象者に通知するものとする。
(5) 第１号から前号までの規定は、交付申請を変更する場合に準用する。

(補助金交付決定と事業の実施)
第２７条　本事業を実施する支援対象者は、原則として、前条第４号の補助金交付決定に基づき、事業を実施するものとする。
ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない事情による場合は、あらかじめ、本会へその理由を明記した交付決定前着工届を提出して、交付決定前に着工することができるものとする。
２　前項ただし書きの場合において、本事業を実施する支援対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（整備事業の施行）
第２８条　支援対象者は整備事業を実施するときは、当該事業の内容を明確にした上で、原則として３者以上の入札、又は見積もりを行い、施行業者選定の経緯を明確にして行うものとする。なお、直営施行は可能とする。

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)
第２９条　整備事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。
(1) 整備事業支援対象者は、事業を完了（農地中間管理機構が行う改植においては、伐採・抜根等を完了した場合を含む。）したときは、参考様式１号により果樹経営支援対策整備事業実績報告書(以下「整備事業報告書」という。)を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
(2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業報告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、果樹経営支援対策事業実績報告兼支払請求書（以下「実績報告兼支払請求書」という。）に添付して参考様式１３号あるいは１４号により産地協議会に提出するものとする。
(3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から実績報告兼支払請求書が提出されたときは、当該実績報告兼支払請求書について、第３２条に定めるところにより、参考様式７号により事後確認するものとする。
(4) 産地協議会は、事後確認後、実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、第２号により提出された産地総括表とともに本会に提出するものとする。
(5) 本会は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行うとともに、都道府県総括表を作成し、実績報告兼支払請求書に添付して速やかに中央果実協会に提出するものとする。
(6) 本会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、生産出荷団体を経由して、又は直接、整備事業支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、生産出荷団体を経由して、又は直接、速やかに整備事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
(7) 第１号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合（農地中間管理機構を含む。）は、産地協議会に実績報告兼支払請求書を提出するものとし、第３号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第２号の産地総括表を作成するものとする。
(8) 本会は、第５号で作成した都道府県総括表により整備事業の実績報告を知事に行うものとする。

（推進事業の実績報告及び補助金の交付）
第３０条　推進事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。
(1) 推進事業支援対象者は、事業を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、参考様式１３号あるいは１４号により産地協議会に提出するものとする。
(2) 産地協議会は、前号により提出された実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
(3) 本会は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
(4) 本会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、推進事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
(5) 第１号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域などの場合においては、産地協議会を経由しないで本会に提出することができるものとする。
(6) 本会は、推進事業の実績報告を知事に行うものとする。

（産地協議会による事前確認）
第３１条　第２２条第３号の産地協議会による事前確認は、次により行うものとする。
(1) 整備事業の実施を希望する者が持続的生産要領Ⅰの１の第１の(3)のイの(ｱ)の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第１３条の規定に留意するものとする。
(2) 第１９条の対象果樹園の要件及び第２０条の整備事業実施の要件をすべて満たしていること。
(3) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

（産地協議会による事後確認）
第３２条　第２９条第３号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。
(1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
(2) 定額（持続的生産要領Ⅰの第１の１の(3)のアの表の補助率の欄の定額の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあっては、改植、新植又は放任園地発生防止対策が実施された面積、定率（持続的生産要領Ⅰの第１の１の(3)のアの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあっては、実施された整備事業の事業量を確認する。
(3) 第２０条第２号のウにより、整備事業の実施後又は整備事業の実施に併せて果樹園を担い手に集積する場合においては、集積予定年月に集積がなされていること。
(4) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

（４年後及び８年後の産地協議会による確認）
第３３条　産地協議会は、整備事業の実施後４年間（補植改植にあっては植栽後４年間）に少なくとも１回及び第９３条の規定に留意して整備事業実施から８年後（補植改植にあっては植栽後８年後）に１回、前条第３号に係る確認を行うとともに、第１５条第１号により実施された内容、改植、新植及び高接による転換の態様が維持されていることを確認し、本会に報告するものとする。
２　前項の確認にあたっては、事業実施の内容、転換等の態様が維持されているかについて整備事業報告書との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を、４年後確認については８年後確認まで、８年後確認については確認後５年間保管するものとする。

（確認を行う産地協議会）
第３４条　第３１条から前条までの確認は、当該果樹園に係る整備事業支援対象者の所属する産

地協議会（整備事業支援対象者が農地中間管理機構である場合にあっては、原則として、整備事業実施計画に掲げる果樹園の所在地を管轄する産地協議会）が行うものとする。ただし、出作地（整備事業実施者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に所在する対象果樹園）等、当該果樹園が遠隔地に所在し、当該産地協議会による確認が困難な場合においては、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会（産地協議会が設立されていない産地にあっては、市町村又は生産出荷団体。以下次項において同じ。）に、当該整備事業支援対象者の整備事業実施計画の写しを添付して確認を依頼することができるものとする。

2　前項ただし書きにより、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会が確認を行う場合は、確認を実施した結果について整備事業支援対象者の住所地を管轄する産地協議会に回答するものとし、確認の内容等については、第３１条から前条に準じるものとする。

（補助金交付果樹園）

第３５条　補助金の交付を受けることができる果樹園は、第３２条により事業が適正に実施されたことについて確認を受けた対象果樹園とする。

（補助金の額）

第３６条　持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のアの表の定額により補助する取組における支援対象者の補助金の額は、原則として、第３２条第２号により確認された果樹園の面積（㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。）ごとに、同表に定めた支援単価を乗じて得た額を合計した額とする。

（補助金交付事務の委任）

第３７条　支援対象者は、第２６条、第２９条及び第３０条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

（自然災害対応営農支援事業）

第３８条　持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のエの自然災害による営農活動継続の支障に対し支援する事業は、農産局長が別に定める交付の対象となる自然災害、支援の対象となる取組、支援対象者及び補助率等により支援のための経費の一部を補助する事業とする。

（推進事務費）

第３９条　推進事務費（持続的生産要領Ｉの第１の１の(3)のオの推進事務費をいう。以下同じ。）の使途の基準等については、中央果実協会が実施細則で定めるものとし、交付対象者は本会及び産地協議会のほか、実施細則で定めるものとする。

2　推進事務費に係る補助金の交付等に係る手続きは、次によるものとする。

(1) 本会の推進事務費

ア　本会は、推進事務に係る実施計画（以下、「推進計画」という。）を中央果実協会に提出し、その承認を受けるものとする。

イ　本会は、中央果実協会から承認の通知を受けたときは、推進事務費に係る補助金交付申請書（以下、「推進事務費交付申請書」という。）を中央果実協会に提出するものとする。

ウ　本会は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、中央果実協会に提出するものとする。

(2) 産地協議会の推進事務費

ア　推進事務費に係る補助金の交付を受けようとする産地協議会は、推進計画を本会に提出するものとする。

イ　本会は、前号により産地協議会から提出された推進計画が適切と認められるときは、中央果実協会と協議した上で推進計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会に通知するものとする。

ウ　産地協議会は、前号の通知を受けたときは、推進事務費交付申請書を本会に提出するものとする。

エ　本会は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容が推進計画に照らして適正と認められることを確認の上、業務区域内における産地協議会の推進事務費交付申請書をとりまとめて、中央果実協会に提出するものとする。

オ　本会は、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、産地協議会に通知するものとする。

カ　産地協議会は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

キ　本会は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、業務区域内における産地協議会の実績報告兼支払請求書をとりまとめて、速やかに中央果実協会に提出するものとする。

ク　本会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会に補助金を交付するものとする。

（本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮）

第４０条　本会は、産地協議会の事業計画ごとに、持続的生産要領Ⅰの第１の１の(9)のアの規定により政策の重要度に応じて中央果実協会が定める政策の重要度の指標に係るポイントについて審査するものとする。

２　産地協議会は、中央果実協会の実施細則に定める様式により、第１項に掲げるポイントに係るデータを作成し、第２２条第４号において、本会に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。

また、本会は、同条第５号の本会から知事及び中央果実協会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。

３　本会は、省力樹形の導入を加速する観点から実施細則に定める省力樹形への改植・新植を内容とする整備事業実施計画及び農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構等が支援対象者となっている整備事業実施計画に優先的に配分するものとする。

（果樹共済及び収入保険等への加入等による果樹経営の安定化）

第４１条　事業実施者が本事業を実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

（整備事業実施果樹園の継続的・安定的利用）

第４２条　整備事業に係る生産出荷団体は、将来にわたって継続的・安定的に産地内の生産基盤の維持を図る観点から、この事業を実施した果樹園に係る台帳を整備し、当該果樹園の産地内での利活用を図るよう努めるものとする。

（関係様式）

第４３条　本事業の手続きに係る様式その他必要な様式は、別記様式に定めるものとする。

第３節　果樹未収益期間支援事業

（事業の内容等）

第４４条 果樹未収益期間支援事業(以下本節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者（持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のアからオまでに定められた支援対象者をいう。以下同じ。）に対し、前節の果樹経営支援対策事業又は持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のエ又はオの取組により改植（補植改植を除く。）又は新植(以下第３節において「改植等」という。)が実施された後、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(2)の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

２　前項の事業の実施者は、本会とする。

（支援の対象となる取組）
第４５条　持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のアの取組を実施した者のうち果樹未収益期間支援事業の対象となる取組は、果樹経営支援対策事業による改植等（実施細則で定める果樹への改植等に限る。）であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね２アール以上であることとする。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

（支援対象者の承認等）
第４６条　本事業の支援を受けようとする者（持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のエ又はオの支援対象者を除く。以下、次条及び第４８ 条において同じ。）は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のウの支援対象者の場合を除き、第２２条の手続きと一体的に行うものとする。なお、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のウの支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第２２条の手続きと取りまとめて行うものとする。

（補助金の交付の申請）
第４７条　持続的生産要領Ⅰの第１の２の(7)の補助金交付の申請の手続きは、第２６条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、前条に準じて行うものとする。

（支援対象者の確定報告及び補助金の交付）
第４８条　支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第２９条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(1)のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第４６条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証す書面を提出するものとする。

（補助金の額等）
第４９条　支援対象者ごとの補助金の額は、第４５条の改植等の園地ごとの面積に、持続的生産要領Ⅰの第１の２の(3)に定める補助率（定額）を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。
　ただし、中央果実協会が実施細則に定める場合にあっては、この限りでない。

（補助金交付事務の委任）
第５０条　支援対象者は、第４７条及び第４８条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

（関係様式）
第５１条　本事業の手続きに係る様式は、別記様式に定めるものとする。

第４節 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

（事業の内容及び実施者）
第５２条 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業は、持続的生産要領Ⅰの第１の４の実施により、果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向けた、産地の新規就農者等受入体制の整備と

して、研修又はリース・譲渡向けの園地の整備等に要する経費や、新規就農者等に対しての技術指導・園地管理を行うために必要な経費等を支援する事業とする。
2　前項の事業の実施者は、本会とする。

（補助対象となる取組等）
第５３条 本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅰの第１の４の(4)の表に示されているとおりとする。

（事業実施計画の承認等）
第５４条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。
（1）支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第１の４の(8)の果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出するものとする。
（2）産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第５７条に定めるところにより事前確認を行うものとする。また、産地協議会は、産地における担い手確保の方策について支援対象者や関係機関と検討し、持続的生産要領Ⅰの第１の４の(5)のアで定める内容を事業の実績報告までに確実に産地計画に位置付けるものとする。
（3）産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を次条第２号の交付申請と併せて本会に提出する。
（4）本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、次条第２号の交付申請と併せて、中央果実協会に協議するものとする。また、次条第２号の交付申請と併せて採択基準チェックリスト（別紙１）を中央果実協会に提出するものとする。

（補助金の交付の申請）
第５５条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。
（1）補助金交付の申請は、当該年度に事業を実施する取組ごとに行うものとする。
（2）補助金交付の申請手続きは、第２６条に準じて行うものとする。
（3）本会は、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、生産出荷団体を経由し、又は直接、補助金の交付を受けようとする支援対象者に通知するものとする。

（事業の実績報告及び補助金の交付）
第５６条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。
（1）支援対象者は、取組が完了したときは、取組をそれぞれ又はまとめて実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
（2）産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、次条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
（3）本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
（4）本会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

（産地協議会による事前確認及び事後確認並びに４年後及び８年後の確認）
第５７条 第５４条第２号の事前確認及び前条第２号の事後確認は、次により行うものとする。
（1）事前確認は、持続的生産要領Ⅰの第１の４の(3)、(4)及び(5)の要件並びに第１９条及び第２０条の要件をすべて満たしていることを確認する。
（2）果樹経営支援対策事業の整備事業と同メニューの支援対象に係る事後確認は、第３２条に準じ

て行う。
(3)「省力技術研修」に係る事後確認は、研修が実施された以降に行い、出席表、研修資料等により目的とする研修に参加したこと及び経費を確認する。
(4)「技術指導・管理委託」に係る事後確認は、技術指導及び園地管理が実施された以降に行い、契約書、活動実績を記録した資料等により目的とする取組が行われたこと及び経費を確認する。
(5) 4年後及び8年後の確認は、第３３条に準じて行う。

(事業実施状況の報告等)
第５８条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。ただし、支援対象者は、本会への事業実施状況の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。
２　本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

(事業の評価)
第５９条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。ただし、支援対象者は、本会への自己評価結果の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。
２　本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

(補助金交付事務の委任)
第６０条 支援対象者は、第５５条及び第５６条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第5節　苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業

(事業の内容及び実施者)
第６１条　省力的苗木生産体制推進事業（以下本節において「本事業」という。）は、省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、ポット苗栽培等の省力的な苗木生産体制の整備に要する経費を支援する事業とする。
２　本事業の実施者は、本会とする。
３　本事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第１の１の(3)に定められた省力的な苗木生産に取り組む苗木生産者等とする。

(補助対象となる取組等)
第６２条　補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第１の１の（4）に示されているとおりとする。
２　補助率は、１／２以内とする。
３　簡易ハウスの設置を行う場合にあっては、法定耐用年数期間中は国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合は民間の共済や損害補償保険等（天災等に対して補償するもの））に確実に加入するものとする。

(事業実施計画の承認)
第６３条　支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第１の１の(8)のアの省力的苗木生産体制推進事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、持続的生産要領Ⅱの第１の１の(10)のアの交付申請と併せて本会に提出する。
２　本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、次条の交付申請と併せて、中央果実協会に協議するものとする。

3　本会は、中央果実協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、次条の交付決定の通知と合わせ、速やかに支援対象者に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）
第６４条　本会は、持続的生産要領Ⅱの第１の１の(10)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

（事業の実績報告及び補助金の交付）
第６５条　事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。
(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。
(2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
(3) 本会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

（事業実施状況の報告等）
第６６条　支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。
2　本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

（事業の評価）
第６７条　支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。
2　本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

第6節　苗木安定確保対策事業のうち苗木契約生産拡大支援事業

（事業の内容及び実施者）
第６８条　苗木契約生産拡大支援事業（以下本節において「本事業」という。）は、省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、契約に基づく苗木の生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入に要する経費を支援する事業とする。
2　本事業の実施者は、本会とする。
3　本事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第１の２の(3)に定められた契約栽培に取り組む苗木生産者等とする。

（補助対象となる取組等）
第６９条　補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第１の２の（4）に示されているとおりとする。
2　補助率は、定額とする。

（事業実施計画の承認）
第７０条　支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第１の２の(8)のアの苗木契約生産拡大支援事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、持続的生産要領Ⅱの第１の２の(10)のアの交付申請と併せて本会に提出する。

2　本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、第次条の交付申請と併せて、中央果実協会に協議するものとする。
3　本会は、中央果実協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、次条の交付決定の通知と合わせ、速やかに支援対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）
第７１条　本会は、持続的生産要領Ⅱの第１の２の（10)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

（事業の実績報告及び補助金の交付）
第７２条　事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。
(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。
(2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
(3) 本会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

（事業実施状況の報告等）
第７３条　支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、７月末日までに本会に報告するものとする。
2　本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、９月末日までに中央果実協会に提出するものとする。

（事業の評価）
第７４条　支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、７月末日までに本会に報告するものとする。
2　本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、９月末日までに本会に提出するものとする。

第７節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

（事業の内容等）
第７５条　自然災害被害果実加工利用促進等対策事業は、台風、降雹等自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合であって、農産局長が別に定めるところにより被害対象果実を定めた場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通、又は被害果実及び果実製品の利用促進を行う事業とする。
2　前項の事業の実施者は、当該果実を生産、加工する生産出荷団体、果実加工業者その他農産局長が適当と認めた団体とする。

（補助金の交付及び額等）
第７６条 本会は、持続的生産要領Ⅳの第２の２の(3)のウの補助金の交付の申請と第５条第２項により提出された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、果樹産地協議会等に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。
2 前項の補助金の補助率は、農産局長が別に定めるところによる。
3 本会は、持続的生産要領Ⅳの第２の２の(3)のエにより、事業実績報告の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払いを行うものと

する。

第８節　果樹先導的取組支援事業

（事業の内容）

第７７条　果樹先導的取組支援事業（以下本節において「本事業」という。）は、先導支援要綱に基づき、労働生産性の向上が見込まれる取組に対し支援する事業とする。

（補助対象となる取組）

第７８条　補助対象となる取組は、以下の通りとする。

(1) 第１５条第１号で定める省力樹形や省力的な植栽方法、優良品目・品種（試験研究結果等によって高温に対する適応性があると認められる品種の場合はこの限りではない。）への転換等（改植・新植と一体として行う果樹棚の整備を含む。）及び本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理（第１２条第３項で定める大規模効率生産を含む。）

(2) 第１５条第２号で定める小規模園地整備（大規模効率生産に伴うものを含む。以下(第１０号まで同じ。）

(3) 第１５条第４号で定める用水・かん水設備の整備

(4) 第１５条第６号で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備

(5) 改植・新植と一体として行う病害の低減に資する雨よけ設備の整備

(6) 高温障害の発生低減に向けた資機材（細霧冷房、遮光資材及び土壌被覆資材）の導入

(7) 技術実証・展示（社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証及び新技術等の展示ほの設置をいう。以下同じ）

(8) 品質向上（慣行栽培から有機栽培への転換に必要な資材の導入並びに残留農薬分析をいう。）

(9) 栽培環境整備（果樹から茶又は花きへの転換後に新たに必要となる生産資材等の導入及び第１６条の第３号で定める一斉改植支援をいう。）

(10)研修の開催等（新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、果樹から茶又は花きへの転換先の品目の販路開拓に必要な広報資材の作成等をいう。）

(11)推進事務（ 第１号から第１０号までの取組を実施するための推進事務をいう。）

２　補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の１／２以内とする。ただし、栽培環境整備（一斉改植支援を除く。）については定額（30万円／10ａ以内)、一斉改植支援に必要な経費については定額（56 万円／10ａ)、改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理に必要な経費については定額（22万円／10ａ）とし、研修の開催等及び産地協議会その他実施細則で定める者が行う取組である推進事務に必要な経費については定額とする。

３　果樹先導的取組支援事業の未収益期間の幼木管理支援の対象となる取組については、第４５条を準用する。

４　第１号及び第９号の取組のうち一斉改植支援の対象とする園地は、地域計画の区域内（地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。）であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることとする。

（中央果実協会が特認する支援対象者）

第７９条　先導支援要綱Ⅰの第２の３の(7)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、先導果樹支援要綱第２の１の(1)、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)及び(9)の取組については第１４条第１項で中央果実協会が認める者とし、先導支援要綱先導果樹支援要綱第２の１の(4)、(5)及び(10)の取組については第１４条第２項で中央果実協会が認める者とする。

（事業実施計画の手続き）

第８０条　本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。
(1) 支援対象者は、先導支援要綱Ⅰの第５の果樹先導的取組支援事業実施計画（以下、本節において「先導果樹実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。また、先導支援要綱第２の１の(4)のうち技術の実証の取組を、先導支援要綱Ⅰの第２の３の(4)の支援対象者が行う場合は、農地中間管理機構を通じて行うものとする。
(2) 産地協議会は、前号により支援対象者から先導果樹実施計画が提出されたときは、当該計画について、第８３条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
(3) 産地協議会は、事前確認後、先導果樹実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を本会に提出する。
(4) 本会は、先導果樹実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ群馬県知事及び本会に協議するものとする。
(5) 本会は、中央果実協会から承認の通知があったときは、緊急支援実施計画を承認することとし、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする

（補助金の交付申請）
第８１条　本事業の補助金交付の申請手続きは、第２６条に準じて行うものとする。

（事業の実績報告及び補助金の交付）
第８２条　事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。
(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、次条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
(3) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
(4) 本会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。
(5) 先導支援要綱Ⅰの第２の３の(4)の支援対象者の場合及び同一の園地において改植等を行う者と異なる者が未収益期間の幼木管理支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証す書面を提出するものとする。

（産地協議会による事前確認、事後確認並びに４年後及び８年後の確認）
第８３条　第８０条の(2)の事前確認及び前条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。
(1) 事前確認は、第３１条に準じて行う。
(2) 事後確認は、第３２条に準じて行う。
(3) ４年後及び８年後の確認は、第３３条に準じて行う。
(4) 先導支援要綱Ⅰの第４の(3)の要件の確認は、前号の４年後の確認と併せて行う。ただし、先導支援要綱第２の１の(4) のうち技術の実証の取組については事業実施の翌年度までに確認することとする。

（補助金交付事務の委任）
第８４条　支援対象者は、第８１条及び第８２条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

（大規模実証の取組に係る実施体制）
第８５条　第７８条の第７号の取組の実施にあたっては、都道府県や生産出荷団体等により組織する協議会等により、試験区の設定、事業の評価、検証を行うこととし、その内容を

本会に報告するものとする。
2　先導支援要綱Ⅰの第2の2の(3)において生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となる場合は、中央果実協会は、あらかじめ農林水産省と協議するものとする。この場合、前項の報告は、事業実施者から中央果実協会に直接行うものとする。

（大規模効率生産に当たっての実施体制）
第８６条 第１２条第３項の大規模効率生産に係る取組については、別途定める評価委員会を設置し、その内容を本会に報告するものとする。

（推進事務費）
第８６条の２　先導支援要綱第２の(11)の推進事務に要する経費については、第３９条を準用する。

第３章　その他

（都道府県推進事務費）
第８７条　本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第３条第１項第１号から第２号（ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業並びに果樹先導的取組支援事業を除く。）に掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央果実協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請することができる。

（業務の委託）
第８８条　本会は、必要があると認めるときは役員会の承認を受けて、適当と認められる団体に対しこの業務方法書による本会の業務の一部を委託することができる。

（報告の徴取及び閲覧）
第８９条　本会は、必要があると認めるときは、事業に関連する必要な範囲において、支援対象者及び事業実施者（以下「事業関係者」という。）に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、また、事務所その他事業場等に立入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。
2　本会及び事業関係者は、この対策に係る帳簿を備え、かつ、証拠書類を補助金等の交付が完了した日の翌年度から起算して５年間整備保管する。
　ただし、第３３条に定める事後確認に関係する必要な書類及びこのほか必要な書類の保管期間を延長するものとする。

（中央果実協会への届出）
第９０条　本会は、業務方法書の制定又は変更を行った場合には、速やかに当該業務方法書の写しを中央果実協会に届けるものとする。
2　本会は、規約（規約の変更も含む。）を作成した場合には、速やかに当該規約の写しを中央果実協会に提出するものとする。

（事業の終了）
第９１条　本会は、国の事業が終了した場合又は中央果実協会の事業が終了した場合は、業務を終了するものとする。

（利益等排除）
第９２条 補助対象経費の中に支援対象者の親会社や関連会社からの製品の調達（施工を含む）が含まれる場合は以下の第１号から第３号に定める利益等排除の考え方に従うものとする。なお、利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８

年大蔵省令第５９条）第８条に規定されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社とする。
(1) 支援対象者の自社調達の場合
原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価は、当該調達品の製造原価（又は生産原価）とする。
(2) １００％同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合
取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、補助金の上限は当該調達品の製造原価（又は生産原価）とする。
(3) 支援対象者の関係会社からの調達の場合
取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、補助金の上限は当該製造原価（又は生産原価）と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費の合計額とし、当該製造原価（又は生産原価）と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。
なお、「製造原価（又は生産原価）」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されることとする。

（財産処分等の手続）
第９３条　支援対象者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）に定められている処分制限期間（ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間）内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成２０年5月２３日付け２０経第３８５号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。
また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央果実協会の承認を受けなければならない。
2　支援対象者は、果樹経営支援対策事業又は果樹先導的取組支援事業により改植（移動改植及び補植改植を含む。）、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植若しくは高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して８年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種（産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く）への植栽、果樹未収益期間支援事業（果樹先導的取組支援事業による未収益期間の幼木管理支援を含む。以下同じ。）の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき（ただし、第４８条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証す書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。
3　支援対象者は、傾斜の緩和又は土壌土層改良を行ったことに対して補助金が交付された果樹園について、交付の翌年度から起算して８年を経過しない間に、移転、当該果樹園での栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。
4　支援対象者は、第１項に定めた財産が処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、実施細則に定める様式により、本会に報告するものとする。
本会は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なくその内容を中央果実協会に報告するものとする。
5　支援対象者は、第２５条の（1）の整備事業実施計画及び第８０条の（1）の先導果樹実施計画の作成に当たり、前条に定める利益等排除が適切になされていることを確認するものとする。
6　支援対象者は、第１項に定めた財産について、移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該財産の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

7　第１項から第６項までのいずれかに該当し、交付決定条件からみて補助金の返還事由に該当する場合には、実施細則に定める様式により、事前に本会の承認を得た上で、補助金返還を行うものとする。

（仕入れに係る消費税等の扱い）

第９４条　支援対象者は、本会へ交付申請書を提出するに当たって、各支援対象者等の当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額）があり、かつ、それが明らかな場合には、別に定めるところにより、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない各支援対象者等に係る部分については、この限りではない。

2　支援対象者は、本会へ実績報告を行う場合にあっては、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかになった場合には、別に定めるところにより、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3　支援対象者は、本会へ実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別に定めるところにより、その金額（２により減額した場合にあっては、その金額を上回る部分の金額）を本会に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（実施細則）

第９５条　本会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について実施細則に定めることができる。

（準用）

第９６条　本会は、この業務方法書に定めるもののほか、中央果実協会の業務方法書に準じることができる。

（各種施策との連携）

第９７条　担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹先導的取組支援事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

（附則）

1　この業務方法書は、平成２０年５月２６日から適用する。

2　この業務方法書に定める様式の根拠規程に変更があった場合はそれを優先する。

（附則）

この業務方法書の変更は、平成２０年１１月１８日から適用する。

（附則）

この業務方法書の変更は、平成２１年３月２６日から適用する。

（附則）

この業務方法書の変更は、平成２３年１０月１９日から適用する。

（附則）

この業務方法書の変更は、平成２４年４月６日から適用する。

（附則）

この業務方法書の変更は、平成２６年４月１日から適用する。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、平成２７年４月９日から適用する。
2　平成２７年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ、平成２７年度中に、第１１次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。
3　要領第９の１の(2)の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等及び要領第２の(1)のイの表(2)のエに定める新技術の実証で、平成２７年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成２７年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。
4　変更前の業務方法書に基づき平成２６年度以前に計画承認された果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果実加工需要対応産地育成事業のうち品質向上型及び産地安定出荷型については、事業の継続ができるものとする。
5　変更前の業務方法書に基づき平成２６年度以前に計画承認された果実加工需要対応産地育成事業のうち、加工原料用果実価格安定型についは、その事業が完了するまでの間、事業の継続ができるものとする。なお、事業の実施及び交付準備金の造成及び管理については、従前の例によることとする。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、平成２８年４月１日から適用する。
2　２７年度に果樹経営支援対策事業の事業計画及び果樹未収益期間支援事業の支援対象者が承認されたもののうち、通常、２８年４月以降、苗木の植栽が完了する産地において同事業計画に事業完了予定年度が２８年度と記載されているものであって改植（移動改植を含む）、特認植栽、若しくは新植の事業が２８年４月以降、完了したもの、若しくは自然災害に伴う不測事態により明らかに植栽の遅れを生じた産地においてやむを得ず改植（移動改植を含む）、特認植栽、又は新植の事業が２８年４月以降に完了したものについては、本会が適切と認めた場合に限り、改正後の業務方法書別表に定める補助率を適用することができる。
3　２により補助率が変更されたことに伴う、果樹経営支援対策事業の整備事業計画及び果樹未収益期間支援事業の事業対象者の承認に係る事業計画の変更並びに変更交付申請の手続きについては、業務方法書第１８条１号から第８号まで及び第２２条第５号の規定にかかわらず、実績報告兼補助金支払請求書の提出に合わせてできるものとする。
4　要領第９の１の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等及び要領第２の１の(1)のイの表(2)のエに定める新技術の実証・普及で、平成２８年度事業計画承認前に着手したものについては、平成２８年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、平成２９年４月１日から施行する。
2　要領第９の１の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成２９年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成２９年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、平成３０年４月１日から施行する。
2　要領第９の１の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成３０年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成３０年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

（附則）

1　この業務方法書の変更は、平成３１年４月１日から施行する。
2　要綱第２の２の(4)の規定に基づき、生産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成３１年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成３１年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、令和２年４月１日から施行する。
2　要綱第２の２の(4)の規定に基づき、生産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、令和２年度事業計画承認以前に着手したものについては、令和２年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。
3　令和２年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ令和２年度中に、第１２次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。
4　変更前の業務方法書に基づき令和元年度以前に計画承認された果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹産地再生支援対策については、事業の継続ができるものとする。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、令和３年４月１日から施行する。
2　要綱第２の２の(4)の規定に基づき、生産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、令和３年度事業計画承認以前に着手したものについては、令和３年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。
3　令和３年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ令和３年度中に、第１２次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、令和３年１１月１２日から施行する。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、令和４年４月１日から施行する。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、令和５年４月１日から施行する。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、令和６年３月７日から施行する。
2　変更前の規定による果樹先導的取組支援事業についてはなお、従前の例による。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、令和６年４月１日から施行する。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、令和７年４月１日から適用する。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、令和７年５月２９日から施行し、同年４月１日から適用する。
2　持続的生産要領第２の２の（４）の規定に基づき、農産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、令和７年度事業計画承認以前に着手したものについては、令和７年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、令和７年１２月１日から施行する。

（附則）
1　この業務方法書の変更は、令和８年４月３０日から施行し、同年４月１日から適用する。
2　変更前の業務方法書に基づき令和７年度以前に計画承認された果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業については、事業の継続ができるものとする。